（ご参考～CJ マーク事業とは）

昨年3月にCODA内に発足した「CJマーク委員会」が主体となり、会員各社のコンテンツを侵害する海賊版に対し共同で権利行使を実施。CJマーク委員会会員は、３１社・７団体（２００６年１２月２５日現在）。なお、コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）事業とは日本コンテンツに付するマーク。

台湾・香港・中国全体で今年 11 月までに、現地取締当局によって、計 2,544 件の摘発が実施され、日本の映画・アニメ・音楽・ゲーム・テレビドラマなどの海賊版 DVD・CD など計 345 万枚を押収、計 960 名を逮捕する成果を上げた。（下図参照）

2005 年 1 月～2006 年 11 月の摘発成果

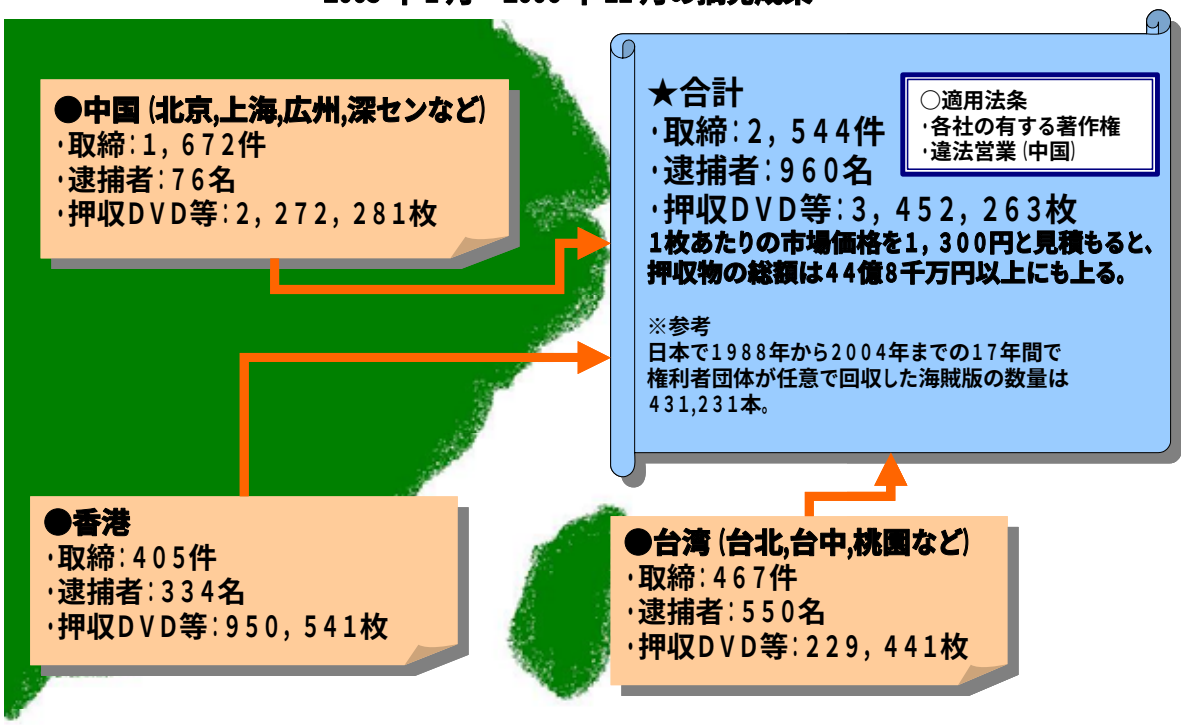

このうち香港では、現地で著作権侵害等の取締りを行う香港税関および米国の映画権利者団体（MPA、Motion Picture Association：映画協会）の協力の下、今年 11 月末時点で日本コンテンツに係わる著作権法被疑事件 89 件が起訴され、うち 86 件で有罪判決が下された。さらに有罪となった 86 件のうち、60 件に対しては禁固刑（最高刑：禁固 33 ヶ月）が言い渡され、日本コンテンツの権利侵害に対する大きな抑止効果があるものと考えている。

■コンテンツ海外流通促進機構（CODA）/CJ マーク委員会　事務局（ジェトロ知的財産課）　TEL：03-3582-5198